

トータルヘルスクラブ入会規約

<トータルヘルスクラブの目的>

トータルヘルスクラブ(以下「クラブ」という)は、会員の情報交流の場を構築し、会員間における健康情報の発信、そしてクラブ活動の周知を図りながら、公序良俗に反しないクラブ活動・会員育成をすることを目的とする。

<クラブの活動内容>

クラブは、目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 講演会・セミナーの開催。
- (2) クラブの活動及び商品・サービスに関する情報発信。
- (3) 交流会の開催。
- (4) その他、クラブの目的を達成するために必要と認められる活動。

<事務局>

クラブの事務局を効目組合同会社内に置く。

<会員>

クラブを構成する会員は、目的に賛同する団体・法人及び個人とする。

<会員登録>

クラブへの登録を希望する団体・法人及び個人は、会員登録用紙に必要事項を記入の上、事務局に所定の費用を合わせて提出する。

<変更等の届出>

会員として登録された団体・法人及び個人は、登録した内容を変更し、または退会しようとするときは、事務局に届け出るものとする。

<会員活動の確認等>

事務局は、必要に応じ、会員個人に対し会員活動内容の確認ができるものとする。
事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の記載事項に虚偽があることが判明した場合。
- (2) 会員に公序良俗に反する行為が判明し、登録がふさわしくないと認められる場合。
- (3) 会員と連絡が取れなくなった場合。
- (4) 「変更等の届出」の規定に基づき、退会を希望する場合。

<会員の活動等の広報>

事務局は、ホームページやSNS等の広報媒体を活用し、クラブ会員の活動状況等を積極的に広報する。会員自身も自らの健康状況について、積極的に事務局に対し情報提供を行うよう努めるものとする。

<会 費>

クラブ入会金は、入会時 10,000 円とし、月会費は無料とする。

<付 則>

この規約は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

2023 年 10 月 10 日以降、クラブ会員は「自然音響免疫学会 (Nature Acoustic Immunity Society)」に移行する。

トータルヘルスクラブ (運営: 効目組 合同会社)

〒212-0027

川崎市幸区新塚越 201 ルリエ新川崎 701